

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 3 月 2 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和 3 年度東京都若年被害女性等支援事業委託（以下「本件委託」という。）の受託者である法人 A が、東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金（以下「本件交付金」という。）を受けて実施している事業についても本件委託に基づく支払の対象としたことは、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「本件要綱」という。）に違反し、概算払した委託料の返還等の措置を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

- 1 本件要綱によれば、東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に 1 0 代から 2 0 代の女性であって、都が本件事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若

年被害女性等」という。)とし、実施主体である都は、おおむね以下の事業を行い、その一部を社会福祉法人等に委託等して行うことができ、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本件事業の補助対象とならないとされている。

(1) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施するもの

(2) 関係機関連携会議の設置

都が、行政機関、民間団体及び医療機関等で構成する会議を設置するもの

(3) 居場所の提供に関する支援

若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施するもの

(4) 自立支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者について自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施するもの

2 請求人は、本件委託に基づき法人Aが都に対し提出した令和3年度年間東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書(以下「本件実施状況報告書」という。)において「居場所の提供に関する支援」(上記1(3))の「宿泊を伴う保護人数」欄に、その「居場所」と見受けられる一の施設(以下「本件施設」という。)の記載があるところ、法人Aは本件施設の運営について本件交付金を充てていたと主張し、本件委託に係る委託料(以下「本件委託料」という。)と本件交付金とを重複して既存事業(本件施設に係る経費。以下「本件施設経費」という。)に充てているということになり、本件要綱に違反する旨主張する。

請求人の指摘する本件交付金とは、都及び都内区市町村が、配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に要した経費に充てるために交付することにより、都内における行政と民間が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図ることを目的とするものとされる。

法人Aが本件交付金を本件施設経費に充てていたとする請求人の指摘の根拠は、法人Aの2021年度事業報告(法人Aのホームページで公表されているもの。以下「2021事業報告」という。)において、本件交付金を受けて本件施設を運営したこ

となどの記載があることであり、本件委託料を本件施設経費に充てていたとする請求人の指摘の根拠は、本件実施状況報告書において「(3) 居場所の提供に関する支援
①宿泊を伴う保護人数 ・短期：0人 ・長期（2週間を超える場合）：17人 ○○
（注：本件施設）8名（以下略）」との記載（以下「本件記載」という。）があることを捉えて、本件施設の保護人数の記載があることである。

確かに、本件記載と、これを2021事業報告における本件交付金を受けて本件施設を運営したことなどの記載内容とを見比べてみると、本件施設経費に本件委託料と本件交付金とが重複して充てられているように見受けられる。

しかし、一方で、請求人が援用する2021事業報告における「令和3年度事業別正味財産増減額計算書」（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の記載を見ると、法人Aに係る事業のうち本件施設に関する事業についてはセーフティネット支援金（本件交付金と解される。）が充てられており、東京都若年女性支援金（本件委託料と解される。）は充てられていない記載となっており、本件施設経費に本件委託料と本件交付金とが明確に区分されているように見受けられ、請求人の指摘に沿うものとはなっていない。

本件請求における請求人の主張は、本件記載が、本件事業に要する経費と連動していることを前提（保護人数の記載があれば、これに要した経費が本件委託料に計上されているはずである）とするものと解される。しかし、実際には、本件実施状況報告書には本件施設経費に係る実績額の記載がなく、同報告書は、上記のような前提（ルール）で作成されているとは言えない。したがって、請求人が本件記載を指摘しても、本件施設経費について本件委託料が充てられているということを指摘していることにはならず、本件施設経費に本件委託料と本件交付金とが重複して充てられていることを摘示しているものとは言えないことから、請求人の主張は、都の財務会計行為が違法、不当であることを具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められないと言わざるを得ない。

なお、予備的調査によれば、本件事業と本件交付金に係る事業とでは、同一の取組に重複して公金を充てることは禁じられているが、事業の内容（被害女性の支援等）から現実にはこれらを明確に切り分けることが難しいため、所管局としては、本件委託において本件施設の入所実績についての報告を法人Aから受けたものの、本件施設経費は本件交付金に係る事業の対象とし、本件委託の経理上は本件事業に係る経費の対象とはしていないとのことであった。

3 請求人は、本件委託に基づき法人Aが都に対し提出した令和3年度若年被害女性等

支援事業に関する事業計画書（以下「本件事業計画書」という。）を挙げて、「相談及び面談の方法」(上記1(1))のうち「ライン相談」欄の記述、「自立支援」(上記1(4))のうち就学・就労支援に関する記述、「関係機関との連絡・調整方法」(上記1(2))欄の記述及び法人Aの本件交付金に係る事業報告（以下「本件交付金報告」という。）の各記述（メールSNS対応、進路支援、面談同行支援）とを精査すると、本件事業計画書の活動内容と本件交付金報告のそれとが類似していることから、本件委託料と本件交付金は重複して支出されている旨主張する。

本件事業計画書については、予備的調査によれば、令和3年6月8日付けで所管局によりその承認がなされ、同年8月18日に本件委託料を概算払したものである。したがって、本件事業計画書についての指摘は、本件精算についてではなく概算払の違法、不当の指摘と解されるどころ、平成7年2月21日最高裁判決において、「概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これをすることができないものと解するのが相当」とされているから、本件請求のうち本件事業計画書を援用し主張する部分は本件請求時点で1年を経過してなされたものであり、1年を経過したことについての正当な理由についての疎明は見当たらない（法第242条第2項）。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。